

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                |
|-------|-------------------------------------|
| 23    | 枚方市 障害者自立支援給付・地域生活支援事業事務<br>基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

平成31年3月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 障害者自立支援給付・地域生活支援事業事務   |
| ②事務の概要                   | <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業を実施する。<br/>         ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定<br/>         ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定<br/>         ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援日の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定<br/>         ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給<br/>         ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給<br/>         ⑥補装具費の支給申請の受理、支給決定<br/>         ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給<br/>         ⑧他の法令による給付との調整<br/>         ⑨自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払<br/>         ⑩指定自立支援医療機関の選定<br/>         ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求<br/>         ⑫障害支援区分の認定<br/>         ⑬地域生活支援事業に関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | 障害福祉システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 障害者自立支援給付関係ファイル          |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | <p>・番号法別表第1の84の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条)<br/>         ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条)<br/>         ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3)</p>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>         1) 実施する<br/>         2) 実施しない<br/>         3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | <p>【照会】<br/>         ・番号法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3)</p> <p>【提供】<br/>         ・同法の8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、109、116の項(同命令第7条、10条、12条、14条、19条、30条、31条、44条、55条、55条の2、59条の2)</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 福祉部 障害福祉室  |
| ②所属長の役職名                 | 障害福祉室課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

郵便番号573-8666  
大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号  
枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

郵便番号573-8666  
大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号  
枚方市役所 福祉部 障害福祉室

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年1月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年1月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>   |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>  |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない   |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない                 |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |   |  |
| 実施の有無  | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                            | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年7月14日 | I. 5. ②所属長                    | 川口 哲治   | 三谷 幸生   | 事後   |           |
| 平成29年7月14日 | II. 1. いつ時点の計数か               | 平成26年10月31日   | 平成29年6月1日   | 事後   |           |
| 平成29年7月14日 | II. 2. いつ時点の計数か               | 平成26年10月31日   | 平成29年6月1日   | 事後   |           |
| 平成29年7月14日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠             | 番号法 第9条第1項 別表第一の84の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条   | ・番号法別表第1の84の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条)<br>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条)<br>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3)  | 事後   |           |
| 平成29年7月14日 | 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | ・情報照会 番号法 別表第二の108、109、110の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条<br>・情報提供 番号法 別表第二の16、26、56の2、57、87、109、116の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 | 【照会】<br>・番号法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3)<br><br>【提供】<br>・同法の8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、109、116の項(同命令第7条、10条、12条、14条、19条、30条、31条、44条、55条、55条の2、59条の2)  | 事前   |           |
| 平成29年7月14日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ    | 郵便番号573-8666<br>大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号<br>枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課   | 郵便番号573-8666<br>大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号<br>枚方市役所 福祉部 障害福祉室   | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | I. 5. ②所属長                    | 障害福祉室課長 三谷 幸生   | 障害福祉室課長   | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | II. 1. いつ時点の計数か               | 平成29年6月1日   | 平成31年1月1日   | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | II. 2. いつ時点の計数か               | 平成29年6月1日   | 平成31年1月1日   | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | IV. リスク対策                     |   | 1、提出する特定個人情報保護評価書の種類<br>〔基礎項目評価書〕<br>2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か<br>〔十分である〕<br>3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か<br>〔十分である〕<br>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か<br>〔十分である〕<br>4、特定個人情報ファイルの取扱い委託<br>〔○〕委託しない<br>5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分<br>〔十分である〕<br>6、情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か<br>〔十分である〕<br>不正な提供がお行われるリスクへの対策は十分か<br>〔十分である〕<br>7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か<br>〔十分である〕<br>8、監査 実施の有無<br>〔○〕内部監査<br>9、従業者に対する教育・啓発<br>従業者に対する教育・啓発<br>〔十分行っている〕 | 事後   |           |